

議案第 12 号

飯能市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 飯能市水道事業給水条例（平成 7 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

（飯能市名栗簡易水道事業給水条例の一部改正）

第 2 条 飯能市名栗簡易水道事業給水条例（平成 16 年条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の飯能市水道事業給水条例第 5 条第 1 項（飯能市名栗簡易水道事業給水条例第 3 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る水道利用加入金から適用し、施行日前の申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している飯能市上水道事業及び飯能市名栗簡易水道事業の水道の使用で、施行日以後の最初の水道メーターの検針が平成 31 年 11 月 30 日までに行われるものに係る水道料金は、なお従前の例による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（水道利用加入金） 第5条 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込みをしようとする者は、次の表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を水道利用加入金（以下「加入金」という。）として市長に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。 省略 2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等で流末装置（受水槽以下の給水用具をいう。）の新設、改造又は増設（給水を受けていない者が新たに給水を受けることとなる場合に限る。）の申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径の区分に応じ、前項の表に定める金額に新設、改造又は増設しようとする戸数又は室数をそれぞれ乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加入金として市長に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と	（水道利用加入金） 第5条 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込みをしようとする者は、次の表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を水道利用加入金（以下「加入金」という。）として市長に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。 省略 2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等で流末装置（受水槽以下の給水用具をいう。）の新設、改造又は増設（給水を受けていない者が新たに給水を受けることとなる場合に限る。）の申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径の区分に応じ、前項の表に定める金額に新設、改造又は増設しようとする戸数又は室数をそれぞれ乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加入金として市長に納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と

旧口径に係る加入金の額との差額とする。

3～4 省略

(料金)

第24条 料金は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

省略

2 省略

旧口径に係る加入金の額との差額とする。

3～4 省略

(料金)

第24条 料金は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

省略

2 省略

飯能市名栗簡易水道事業給水条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（料金） 第2条 水道料金（以下「料金」という。） は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 省略 2 省略	（料金） 第2条 水道料金（以下「料金」という。） は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 省略 2 省略